

汚水排出量による使用料比較表[2か月]

農業集落排水処理施設およびコミュニティ・プラント処理施設

(消費税及び地方消費税を含む)

	佐屋区域			立田区域			八開区域		
排出量(m)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)
0	2,640	2,640	0	3,300	2,640	▲660	6,806	2,640	▲4,166
10	2,640	2,970	330	3,300	2,970	▲330	6,806	2,970	▲3,836
20	2,640	3,300	660	3,300	3,300	0	8,166	3,300	▲4,866
30	3,960	4,950	990	4,730	4,950	220	9,526	4,950	▲4,576
40	5,280	6,600	1,320	6,160	6,600	440	9,526	6,600	▲2,926
50	6,600	8,250	1,650	7,590	8,250	660	10,886	8,250	▲2,636
100	13,200	16,500	3,300	14,740	16,500	1,760	16,326	16,500	174

※八開区域の旧使用料は一般用

佐織地区地域し尿処理施設

	東八幡			西八幡団地			諸桑団地		
排出量(m)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)	旧使用料(円)	新使用料(円)	差額(円)
0	7,000	2,640	▲4,360	9,400	2,640	▲6,760	8,600	2,640	▲5,960
10	7,000	2,970	▲4,030	9,400	2,970	▲6,430	8,600	2,970	▲5,630
20	7,000	3,300	▲3,700	9,400	3,300	▲6,100	8,600	3,300	▲5,300
30	7,000	4,950	▲2,050	9,400	4,950	▲4,450	8,600	4,950	▲3,650
40	7,000	6,600	▲400	9,400	6,600	▲2,800	8,600	6,600	▲2,000
50	7,000	8,250	1,250	9,400	8,250	▲1,150	8,600	8,250	▲350
100	7,000	16,500	9,500	9,400	16,500	7,100	8,600	16,500	7,900

※諸桑団地の旧使用料は2人の場合

下水道使用料の改定にご理解・ご協力をお願いします。

☎ 下水道課 ☎(55)7124

男女共同参画
のすすめ

愛西市は令和7年4月1日から

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します

市では、お互いを尊重し合い、個性が生きるまちの実現を目指しており、そのための取り組みの一環として、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

「愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは

お互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき持続性を持った生活共同体を構築している、または構築することを誓う2人がパートナーシップにあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。

※婚姻制度と異なり法律の効力が生じるものではありません

宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をする方

- 双方が成年に達していること
- 民法に規定する婚姻できない続柄にないこと。
- 双方または一方が愛西市民であること。
- 双方または一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと。

ファミリーシップを併せて宣誓をする方

- パートナーシップの2人、またはどちらか一方の子を始めとした

近親者(三親等内の者)がいる場合は、ファミリーシップを宣誓することもできます。

※制度について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎ 市民協働課 ☎(55)7113